令和４年第１回
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和４年２月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

令和４年第１回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

１　招集告示‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１
２　招集年月日‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１
３　招集の場所‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１
４　会議の時刻‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１
５　応招議員‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１
６　不応招議員‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１
７　出席議員‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１
８　欠席議員‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１
９　地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名‥‥‥‥‥‥２
10　議事日程‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥２
11　本日の会議に付議した事件‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥２
12　会議の経過‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥２
（１）開会の宣告‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥２
（２）諸般の報告‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３
（３）議席の指定‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３
（４）会議録署名議員の指名‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３
（５）会期の決定‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３
（６）議長の辞職‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３
（７）議長の選挙‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥４
（８）承認第１号、議案第１号から第５号の提出‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥５
（９）提案理由の説明‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥６
(10) 承認第１号の説明、採決‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥７
(11) 議案第１号の説明、採決‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥８
(12) 議案第２号及び議案第３号の説明、採決‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥８
(13) 議案第４号の説明、採決‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１０
(14) 議案第５号の説明、採決‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１１
(15) 閉会及び閉議の宣告‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１３

１　招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第１号

令和４年第１回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和４年１月５日

福島県後期高齢者医療広域連合長　　木　幡　　浩

１　日　時　　令和４年２月９日（水）午後２時

２　場　所　　福島県福島市杉妻町 3-45

杉妻会館　３階　「百合」

２　招集年月日

令和４年２月９日

３　招集の場所

杉妻会館　３階　「百合」

４　会議の時刻

令和４年２月９日　午後２時１５分開会、午後３時００分閉会

５　応招議員

5番　三　澤　豊　隆　君	6番　佐　川　正一郎　君	7番　澤　村　和　明　君
8番　伊　澤　史　朗　君	9番　清　川　雅　史　君	１0番　筒　井　孝　充　君
１1番　中　川　庄　一　君	１2番　三　瓶　裕　司　君	１3番　片　平　秀　雄　君
１5番　割　貝　寿　一　君	１6番　渡　邉　一　夫　君	

６　不応招議員

1番　品　川　萬　里　君	2番　内　田　広　之　君	3番　遠　藤　忠　一　君
4番　須　田　博　行　君	１4番　鈴　木　久　一　君	

７　出席議員

「５　応招議員」に同じ。

８　欠席議員

「６　不応招議員」に同じ。

９　地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	木　幡　　浩　君	副広域連合長	髙　橋　宣　博　君
会計計管理者	髙　槻　文　彦　君	事務局長	斎　藤　洋　次　君
事務局次長	相　馬　胤　茂　君	総務課長	神野藤　浩　和　君
業務課長	関　根　　修　君		

１０　議事日程

日程第　１　　諸般の報告

日程第　２　　議席の指定

日程第　３　　会議録署名議員の指名

日程第　４　　会期の決定

日程第　５　　議長の辞職

追加日程第　１　　議長の選挙

日程第　６　　承認第１号、議案第１号から第５号の提出

日程第　７　　提案理由の説明

日程第　８　　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて
（専決第５号　令和３年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号））

日程第　９　　議案第１号　福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１０　　議案第２号　令和３年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）

日程第１１　　議案第３号　令和３年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

日程第１２　　議案第４号　令和４年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第１３　　議案第５号　令和４年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

１１　本日の会議に付議した事件

「１０　議事日程」に同じ。

１２　会議の経過

（午後２時１５分）

（1）開会の宣告

議長（中川　庄一君）　ただいま、出席議員が定足数に達しておりますので、これより「令和４年第１回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

ご報告いたします。

品川　萬里　君、内田　広之　君、遠藤　忠一　君、須田　博行　君、鈴木　久一　君より欠席の届けがありました。

直ちに本日の会議を開きます。

（２）諸般の報告

議長（中川　庄一君）　日程第１「諸般の報告」を行います。

７月定例会以後に議員の異動がありましたので報告いたします。

令和３年７月１５日付けで、菅原　修一　君から辞職願が提出され、同日付けで許可されました。

また、令和３年８月６日付けで、渡辺　由紀雄　君から辞職願が提出され、同日付けで許可されました。これにより、令和３年８月１７日告示の補欠選挙が執行され、筒井　孝充　君、三瓶　裕司　君が当選されました。

令和３年９月２７日付で、清水　敏男　君が任期満了となり、また、令和３年９月２９日付けで、星　學　君が任期満了となりました。これにより、令和３年９月１６日告示の補欠選挙が執行され、内田　広之　君、三澤　豊隆　君が当選されました。

令和３年１０月３１日付けで、久保木　正大　君が任期満了となり、これにより、令和３年１０月２０日告示の補欠選挙が執行され、佐川　正一郎　君が当選されました。

（３）議席の指定

議長（中川　庄一君）　次に、日程第２「議席の指定」を行います。

会議規則第４条第１項の規定により、今回補欠選挙において当選された　内田　広之　君の議席を２番、三澤　豊隆　君の議席を５番、佐川　正一郎　君の議席を６番、筒井　孝充　君の議席を１０番、三瓶　裕司　君の議席を１２番に指定します。

（４）会議録署名議員の指名

議長（中川　庄一君）　次に、日程第３「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に５番　三澤　豊隆　君、１６番　渡邉　一夫　君　を指名いたします。

（５）会期の決定

議長（中川　庄一君）　次に、日程第４「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は本日１日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中川　庄一君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日間と決定いたしました。

（６）議長の辞職

議長（中川　庄一君）　議事の都合により、暫時休憩いたします。

（ここで、議長を交代）

片平　秀雄　副議長、議長席へお着き願います。

副議長（片平　秀雄君）　議長を交代いたしました。

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ご報告いたします。中川　庄一　議長より、議長の辞職願が提出されました。

議長の辞職については、地方自治法第２９２条で準用する同法第１１７条の規定によって、中川　庄一　君には辞職が許可されるまでの間、退席を求めます。

（中川議長退席）

事務局に辞職願を朗読させます。

事務局長（斎藤　洋次君）　それでは朗読させていただきます。

辞職願、今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、福島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第７９条第１項の規定により願い出ます。

令和４年２月９日　福島県後期高齢者医療広域連合議会議長　中川　庄一

福島県後期高齢者医療広域連合議会副議長　片平　秀雄　様

以上でございます。

副議長（片平　秀雄君）　お諮りいたします。

中川　庄一　君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（片平　秀雄君）　ご異議なしと認めます。

したがって、中川　庄一　君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、中川　庄一　君の入室を認めます。

（中川議員入室）

ただいま、議長の辞職について許可されましたので、告知いたします。

中川　庄一　君にごあいさつをいただきます。

中川　庄一　君、前方の演壇へ登壇願います。

（中川議員登壇）

議員（中川　庄一君）　議員の皆様には、多大なるご協力をいただきまして無事議長職を務めさせていただくことができました。

皆様のご厚情に心より感謝申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

（中川議員降壇）

（７）議長の選挙

副議長（片平　秀雄君）　ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第１として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（片平　秀雄君）　ご異議なしと認めます。

追加日程第１「議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第２９２条で準用する同法第１１８条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（片平　秀雄君）　ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（片平　秀雄君）　ご異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

議長に、筒井　孝充　君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、副議長が指名いたしました筒井　孝充　君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（片平　秀雄君）　ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました筒井　孝充　君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました筒井　孝充　君が議場におられますので、当選を告知いたします。

筒井　孝充　議長、前方の演壇へ御登壇願います。

（筒井議長登壇）

議長（筒井　孝充君）　ただいま、皆様のご推挙によりまして、議長をおおせつかりました筒井孝充でございます。

現在、高齢者医療制度を取り巻く環境は、ますます厳しくなることが推測されております。

本広域連合議会といたしましても、今後とも、被保険者の皆様が引き続き安心して医療を受け続けることができるよう努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様の真摯な議論を通じ、円滑な議会運営を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様の御指導、御協力の程、よろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが就任のごあいさつとさせていただきます。

副議長（片平　秀雄君）　ここで、議長を交代いたします。

筒井　孝充　議長、議長席へお着き願います。

（議長を交代する）

（８）承認第１号、議案第１号から第５号の提出

議長（筒井　孝充君）　次に、日程第６「承認第１号、議案第１号から第５号まで」の提出を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。

議案は、先にお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（９）提案理由の説明

議長（筒井　孝充君）　次に、日程第７「提案理由の説明」を行います。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（木幡　浩君）　本日、ここに、令和４年第１回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

提案理由に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関し、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

後期高齢者医療制度は施行より、１４年が経過しようとしています。この間、構成市町村のご協力の下、７５歳以上の医療保険として適正な運営がなされているものと考えております。

今般、国では、負担は現役世代中心、給付は高齢者中心という、これまでの社会保障構造を見直し、全ての世代で安心を支え合う、持続可能な「全世代対応型社会保証制度」の構築が進められております。その一つが、後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しであり、今年１０月に２割負担が施行されることになっております。

本広域連合といたしましては、この見直しが、被保険者の負担に直接結びつくものであることから、被保険者をはじめとする県民の皆様に対して、丁寧な説明に努めてまいります。

次に、医療費適正化の取り組みについて申し上げます。

従来から実施しております医療機関からの請求内容の点検を更に強化するとともに、被保険者に対する「医療費のお知らせ」による啓発や、交通事故等による第三者行為求償などの債権管理、ジェネリック医薬品の使用促進等により、引き続き医療費の適正化に努めてまいります。

次に健康の保持増進の取り組みについて申し上げます。

事業開始から２年が経過する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」については、令和３年度は３６市町村において実施されており、令和４年度は４５市町村で実施される見込みとなりました。

一体的実施にあたっては、広域連合と構成市町村が連携を深めることが重要であるとの認識の下、地域の健康課題等の分析結果については、すみやかに市町村に提供するなど、支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、後期高齢者医療制度について申し上げましたが、今後も、健全な財政運営と医療保険制度の安定的な運営を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう努めてまいりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、本定例会に提出いたしました案件について申し上げます。

提出いたしました案件は、専決処分の承認が１件、条例に係る議案が１件、令和３年度補正予算に係る議案が２件、令和４年度当初予算に係る議案が２件、合せて６件であります。

「承認第１号」は、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」について地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたものであり、同条第３項の規定により報告し承認を求めるものであります。

「議案第１号　福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でありますが、令和４年度及び令和５年度の保険料の所得割率、

被保険者均等割額及び賦課限度額を定めるため、所要の改正を行うものであります。

「議案第２号　令和３年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）」につきましては、職員の配置替えにより人件費を組替えするものであります。

「議案第３号　令和３年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」につきましては、療養給付費等の減により歳入歳出予算の総額から、歳入歳出、それぞれ６６億２，５００万円余を減額し、歳入歳出予算の総額を、２，５００億４，８００万円余とするものであります。

「議案第４号　令和４年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきましては、歳入歳出予算の総額を前年比１億１，４００万円余の増額となる、８億８，９００万円余とするものであります。

「議案第５号　令和４年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、歳入歳出予算の総額を、前年比１８億６，２００万円余の増額となる２，４６５億１，７００万円余とするものであります。

以上が提出議案の概要となります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(10) 承認第１号の説明、採決

議長（筒井　孝充君）　次に、日程第８「承認第１号　専決処分の承認を求めることについて　専決第５号　福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（斎藤　洋次君）　承認第１号　「専決処分の承認を求めることについて」、別冊の「議案説明資料」によりご説明いたします。１ページをお開きください。

専決第５号　令和３年度福島県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）につきましては、厚生労働省からの要請を受け、保険者としてマイナンバーカードの取得促進を行うため、申請書、リーフレット、返信用封筒を作成し、未取得の被保険者に送付するものです。

１ページの歳入については、財源として、第２款　国庫支出金の特別調整交付金に６，３６６万７千円 を追加するものです。

２ページをお開きください。

歳出については、第１款　総務費の資格管理費に、歳入と同額を追加しております。

これによって、歳入及び歳出の予算総額を、１ページ、２ページの表の一番下の計の欄に記載のとおり、2,５６６億７，４５１万３千円としたものです。

この補正予算は、急を要したことから、地方自治法の規定に基づき、令和３年１１月４日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

承認第１号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（筒井　孝充君）　それでは、承認第１号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井　孝充君）　ないようですので、これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井　孝充君）　ないようですので、これより採決を行います。お諮りいたします。

承認第１号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（筒井　孝充君）　ご異議なしと認めます。

よって、承認第１号は、原案のとおり承認されました。

(11) 議案第１号の説明、採決

議長（筒井　孝充君）　次に、日程第９「議案第１号　福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（斎藤　洋次君）　議案第１号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてご説明いたします。

「議案説明資料」の３ページをお開きください。

令和４年度・５年度の保険料率(案)については、前段の議会運営協議会においてご説明しましたとおり、令和４年度・５年度の保険料の賦課に向け、根拠となる本条例の規定中、保険料の所得割率、被保険者均等割額、賦課限度額を引き上げるものです。

また、併せて、条文中の規定の整理等を行うものです。施行日は、令和４年４月１日です。議案第１号の説明は、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（筒井　孝充君）　それでは、「議案第１号」の質疑を行います。

質疑をなさる方ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井　孝充君）　ないようですので、これより、討論に入ります。

討論される方ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井　孝充君）　ないようですので、これより採決を行います。お諮りいたします。

「議案第１号」は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（筒井　孝充君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号は、原案のとおり承認されました。

(12) 議案第２号及び第３号の説明、採決

議長（筒井　孝充君）　次に、日程第１０「議案第２号　令和３年度福島県後期高齢者医療広域連合 一般会計 補正予算（第２号)」、及び日程第１１「議案第３号　令和３年度福島県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計 補正予算（第３号)」は、一括議題にしたいと思います。一括議題とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（筒井　孝充君）　ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（斎藤　洋次君）　はじめに、議案第２号「令和３年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）」について、ご説明いたします。

「議案説明資料」の８ページをお開きください。

「歳出」の補正となりますが、職員の配置替えにより、科目間の移動をおこなうもので、第２款　総務費を１，００１万円減額し、第３款　民生費を同額増額するものです。歳入及び歳出の予算総額に変更はありません。議案第２号についての説明は以上です。

続きまして、議案第３号「令和３年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」について、ご説明いたします。

「議案説明資料」の９ページをお開きください。

「歳入」の主な補正内容を申し上げます。まず、第１款　市町村支出金は、２億６，３００万円余の減額ですが、これは、保険料等負担金が、保険料の収納見込額の増、保険基盤安定負担金の実績額の増などにより２億２，４００万円余の増、療養給付費負担金が給付見込みの減により４億８，７００万円余の減によるものです。

第２款　国庫支出金は、２２億７，４００万円余の減額ですが、これは、市町村支出金と同様に、療養給付費負担金が、給付見込みの減により１５億５００万円余の減、調整交付金が６億８，２００万円余の減によるものです。

第３款　県支出金は、５億７，０００万円余の減額ですが、これは、療養給付費負担金が、給付見込みの減により５億１００万円余の減、高額医療費負担金が６，８００万円余の減によるものです。

第４款　支払基金交付金は、給付見込みの減により３５億５，８００万円余を減額するものです。

第５款　特別高額医療費共同事業交付金は、著しく高額な医療費による財政影響を緩和するもので、実績により２，７００万円余を増額するものです。

第９款　諸収入は、交通事故など、第三者の加害行為による医療費について、加害者から納付される第三者納付金１，４００万円余を増額するものです。

次に、「歳出」の主な補正内容を申し上げます。

「議案説明資料」の１０ページをお開きください。

第１款　総務費は、４，１００万円余の減額ですが、これは、電算処理費が９００万円余の減、窓口負担２割導入に伴う周知広報を国の指示により実施しなかったことにより、資格管理費が３，１００万円余の減となったことによるものです。

第２款　保険給付費は、７３億７，８００万円余の減額ですが、これは、新型コロナウイルス感染拡大による受診控えによるものと思われますが、療養の給付費が７２億４，７００万円余の減、高額療養費が１億１，２００万円余の減となったことなどによるものです。

第４款　保健事業費は、１億５，０００万円余の減額ですが、これは事業の実績に基づき、健康診査事業と健康増進事業を、それぞれ減額するものです。

第６款　諸支出金は、令和２年度の療養給付費市町村負担金等の確定により、償還金を１，１００万円余増額するものです。

以上により、表の一番下の「計」の欄に記載のとおり、歳入、歳出予算の総額から、それぞれ６６億２，５５６万３千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ２，５００億４，８９５万円とするものです。

「議案第３号」についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（筒井　孝充君）　それでは、「議案第２号」及び「議案第３号」の質疑を行います。

質疑をなさる方ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井　孝充君）　ないようですので、これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井　孝充君）　ないようですので、これより採決を行います。お諮りいたします。

「議案第２号」、及び「議案第３号」は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（筒井　孝充君）　ご異議なしと認めます。

よって、「議案第２号」、及び「議案第３号」は原案どおり可決されました。

(13)　議案第４号の説明、採決

議長（筒井　孝充君）　次に、日程第１２「議案第４号　令和４年度福島県後期高齢者医療広域連合　一般会計予算」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（斎藤　洋次君）　議案第４号「令和４年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、ご説明いたします。

「議案説明資料」の１１ページ、A３版横のカラーのページをお開きください。

左側が一般会計です。

歳入は、市町村から共通経費として納付される「分担金及び負担金」が８億５，５００万円余で、全体の約９６％をしめています。

歳出は、民生費が７億８，６００万円余で、全体の約８８％を占めています。

続いて、１２ページをお開きください。

上の表が歳入、下の表が歳出です。

はじめに、歳入について、主なものを申し上げます。

第１款「分担金及び負担金」８億５，５００万円余は、構成市町村からの共通経費負担金で、令和２年度からの繰越調整額の「減」、事務プロセスの見直し等により特別会計に繰り出す共通経費所要額の「増」により、対前年度比１億１，２００万円余の「増」です。

第２款「財産収入」は、市町村からの派遣職員が公舎に入居する際の家賃自己負担分です。

第４款「繰越金」３，３００万円余は、前年度からの繰越金です。

第５款「諸収入」は、預金利子及び会計年度任用職員等の社会保険料納付金です。

続きまして、「歳出」ですが、第１款「議会費」９１万円余は、議員１６名の報酬等です。

第２款「総務費」９，２００万円余は、派遣職員人件費のうち、事務局長、次長、総務課職員の人件費等負担金です。

第３款「民生費」７億８，６００万円余は、特別会計で執行する事業費に充てるための操出金、派遣職員人件費のうち、業務課職員及び任期付職員等の人件費です。

以上により、合計欄に記載のとおり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、８億８，９４９万８千円とするものです。

「議案第４号」についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（筒井　孝充君）　それでは、「議案第４号」の質疑を行います。

質疑をなさる方ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井　孝充君）　ないようですので、これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井　孝充君）　ないようですので、これより採決を行います。お諮りいたします。

「議案第４号」は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（筒井　孝充君）　ご異議なしと認めます。

よって、「議案第４号」は原案どおり可決されました。

(14) 議案第５号の説明、採決

議長（筒井　孝充君）　次に、日程第１３「議案第５号　令和４年度福島県後期高齢者医療広域連合　後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（斎藤　洋次君）　議案第５号「令和４年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、ご説明いたします。

「議案説明資料」の１５ページをお開きください。

この資料は特別会計予算の概要です。中央のグラフは「歳入」、「歳出」の構成比率を示しています。右側の歳出については、水色の部分の「保険給付費」が、２，３７６億２，９００万円余で歳出全体の９６．４％を占めています。

主な給付についてご説明いたします。

右端の「保険給付費」の枠をご覧ください。

「療養給付費」が、 ２，２６７億６，６００万円余です。

主な内訳ですが、①療養の給付、２，２２１億１，８００万円余は、医療機関等へ支払う医療費等です。

②入院時食事・生活療養費２７億７，０００万円余は、入院時の食事代や生活療養を受けた際に、標準負担額を超える部分を給付するものです。

④「療養費 」１８億７，７００万円余は、補装具の作製や、柔道整復、針・灸・あんま・マッサージの施術などにかかる療養費です。

次に、「訪問看護療養費」８億7,５００万円余は、在宅療養されている方が、指定訪問看護

を受けた場合に支給するものです。
次に「高額療養費 」８３億１００万円余は、ひと月の自己負担額が限度額を超えた場合に、超えた額を支給するものです。
次に「葬祭費」９億４，４００万円余は、被保険者が死亡した場合に、葬祭の執行者に１件あたり５万円を支給するものです。
次に、下の枠の「その他の支出」ですが、「特別高額医療費共同事業拠出金」 ８,８００万円余は、（レセプト１件あたり４００万円を超える）著しく高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するための共同事業への拠出金等です。
次に、「保健事業費 」１５億７，１００万円余は、健康診査事業や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施にかかる保健事業を市町村に委託する費用です。
次に、「総務費」 ９億２,６００万円余は、電算処理費用、医療費適正化推進事業等にかかる費用です。
次に、「諸支出金」 ４,０００万円余は、被保険者の資格喪失等に伴う保険料還付に要する費用です。
次に、「予備費」６２億６,１００万円余は、年度途中における予算の不足や予定外の支出等に対応する際の財源とするもので、令和３年度の各種負担金に係る償還金も含まれております。
続きまして、「歳入」ですが、グラフの左側をご覧ください。
歳出の財源として、上からオレンジ、黄色の部分は、国の普通調整交付金及び国・県・市町村の定率負担金からなる公費負担で、全体の４６.５％となっています。
緑の部分は、現役世代からの支援金として支払基金から交付される交付金で、全体の３８.０％となっています。そして、被保険者が負担する保険料等が９.１％、その他が６.４％となっています。
それでは、上から順にご説明いたしますので、左端の囲みも併せてご覧ください。各表題の色はグラフの色と対応しています。
まず、（オレンジ）国の「普通調整交付金」２１０億３，７００万円余は、広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡を調整するため交付されるものです。
次に、（黄色）国・県・市町村が定率で負担する「療養給付費等負担金」は、療養給付等にかかる費用について、国が、５６２億６,１００万円余を県と市町村は、それぞれ１８７億５,３００万円余を負担するものです。
次に、（緑）「支払基金交付金」９３７億７，４００万円余は、現役世代からの支援金として、支払基金から交付されるものです。
次に、（薄い水色）「保険料」１７１億６,８００万円余は、被保険者が納める保険料です。
次に、（水色）「公費補てん」 ５１億９,２００万円余は、低所得者等の保険料軽減分で、県、市町村が「保険基盤安定負担金」として負担するものです。
次に、（ピンク）「高額医療費に対する支援」２２億７，４００万円余は、高額な医療費の発生による財政リスクを緩和する「高額医療費負担金」及び、著しく高額な医療費が発生した場合に交付される「特別高額医療費共同事業交付金」です。
次に、（紫）「原発事故に係る財政支援」３３億６，５００万円余は、原発事故による被保

険者の保険料の減免及び、窓口で支払う一部負担金の免除にかかる費用が国から補填されるものです。

次に、「繰越金」　７５億１，４００万円余は、令和３年度からの繰越金で、令和４年度・５年度の保険料上昇抑制財源等に活用するものです。

次に、(うぐいす)「財政安定化基金交付金」は、療養給付費が見込みを上回って増加した場合等の財政リスクに備え、国、県、広域連合で３分の１ずつ拠出している基金からの交付金で、存目計上するものです。

最後に、「その他の収入」２４億2,１００万円余は、健康診査事業にかかる市町村負担金及び国補助金、一般会計からの事務費等繰入金です。

以上によりまして、ページ中央上部に記載のとおり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,４６５億1，７７２万２千円とするものです。

「議案第５号」の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（筒井　孝充君）　それでは、「議案第５号」の質疑を行います。

質疑をなさる方ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井　孝充君）　ないようですので、これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井　孝充君）　ないようですので、これより採決を行います。お諮りいたします。

「議案第５号」は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（筒井　孝充君）　ご異議なしと認めます。

よって、「議案第５号」は原案どおり可決されました。

(15) 閉会及び閉議の宣告

議長（筒井　孝充君）　これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じ、令和４年第１回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後２時５７分）